

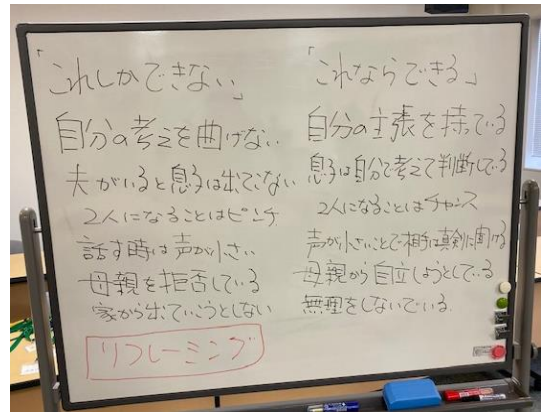
名家連ニュース

令和元年12月27日(金)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀田 明
 TEL/FAX(052)846-5576 NO.676号

❖❖ 第7回 家族SST講座 ❖❖

12月21日(土)の家族SST講座は家族の参加は9名で吉田先生と林・中村PSWを交えて、病気の家族との接し方で困っている事柄について、ゆっくり話し合いました。私達は、病気の家族の悪い所に目を向けがちですが、同じ症状でも良い方向から見てみる事を「リフレーミング」というそうです。

- 「これしか出来ない」ではなく「これなら出来るんだ」と出来ていることを肯定的に評価するのか…
- 「子供は、なかなか考えを変えてくれない」と悩むのか、「この事柄には自分の考えを持って」と捉え評価して接することができるのか…
- 「息子は小さな声でしか話さない」ことを気にするより「話してくれることを評価し、肯定的会話をつくり出す機会になる」のでは…といったように、参加者で具体的に例を挙げて話し合いました。



「その出来事が、良いことか、悪いことか決めているのはあなたの心なんです。悪く考えることを辞めて、良いことだと考えることも自由にできるわけです。それがリフレーミングです。」と吉田先生から教えていただきました。
 (文責：講座担当理事/小島)

第8回講座 2月 8日(土) 13:30~15:30
 第9回講座 3月28日(土) 13:30~15:30



講師：同朋大学 社会福祉学部 吉田みゆき 准教授

会場：同朋大学 名古屋市中村区稲葉地町7-1 博聞館(はくもんかん)2階 大会議室

●●●● 名古屋市精神保健福祉センター情報 ●●●●

毎年度末現在の自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数の推移

| 年 度 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所持者数 | 30,566 | 32,224 | 33,971 | 36,273 | 38,268 |

毎年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

| 区分/年度 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 級 | 1,409 | 1,384 | 1,339 | 1,444 | 1,472 |
| 2 級 | 13,090 | 13,707 | 14,488 | 15,386 | 16,161 |
| 3 級 | 5,459 | 6,165 | 6,752 | 7,287 | 8,062 |
| 計 | 19,958 | 21,256 | 22,639 | 24,117 | 25,695 |

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方へ

手帳の有効期限内であっても、障害の状態が変化した場合は、等級の変更申請を行うことができます。必要書類等について詳しくは保健センター又は保健予防課（区役所内窓口）、支所管内の方は保健センター分室にお尋ねください。

※令和元年5月7日から中村・瑞穂・港・南・緑区（保健センターと区役所が併設となっていない行政区）は、保健予防課（区役所内窓口）・保健センター分室（精神・難病等）で受付けます。



精神障害者保健福祉手帳の更新について

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに障害の状態を再度認定しますので、精神障害者保健福祉手帳に記載されている有効期間経過後も、引き続き手帳の取得を希望される場合は、更新の申請を行ってください。

有効期限終了の3か月前から申請が可能です。有効期限の約3か月前に更新勧奨のお知らせ（圧着はがき）を送付します。

診断書の判定等に時間がかかりますので、1か月半～2か月前には手続きをしていただくことをお勧めします。

なお、有効期限の経過後でも、更新の申請を行うことができますが、手帳の更新が決定した後でなければ、手帳制度に基づく優遇措置が受けられない場合がありますのでご注意ください。

《更新手続きに必要な書類》

- 精神保健福祉手帳申請書
- 手帳の写し
- 印鑑



※申請書・診断書用紙は保健センター又は保健予防課（区役所内窓口）、保健センター分室にあります。

【診断書で申請する場合】

○ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）※手帳用診断書により自立支援医療（精神通院）を同時に申請される場合、自立支援医療（精神通院）用診断書は不要です。

【障害年金証書で申請する場合】

- 障害年金証書の写し及び同意書
- 裁定通知書・直近の振込通知書の写し

【特別障害給付金受給資格者証で申請する場合】

- 特別障害給付金受給資格者証の写し及び同意書
- 直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）



※年金証書の写し、または特別障害給付金受給資格者証の写しにより自立支援医療（精神通院）を同時に申請される場合は、自立支援医療（精神通院）用診断書が必要です。（文責：事務局/掘場）